

# 議会改革推進特別委員会

令和7年11月14日

# 内容

01	<p>オンライン委員会検討分科会・通年会期制導入検討分科会</p>	資料1 【本資料】
	<p>議員定数に関する議会運営視察について 議員定数に関する検討について</p>	2ページ ～ 8ページ
02	<p>議会基本条例等検討分科会</p>	資料1 【本資料】
	<p>1人会派等の取扱いについて 政務活動費の変更について 議会基本条例の検証について</p>	9ページ ～ 12ページ

## 議会運営視察の報告について

前回の委員会では、**客観的な分析**に基づき検討する方針を確認した。検討着手に先立ち、先進自治体の取組を分析する

### 議員定数の検討についての先進自治体の検討プロセスの分析

長野市	<ul style="list-style-type: none"><li>議員1人が代表する人口をベンチマークに、中核市で相対位置を評価するなど、人口を一次的な尺度</li><li>常任委員会の規模から必要定数を検証するなど、議会機能の測定を分析過程に組み込む</li><li>合併による市域拡大や中山間地域からの立候補環境など、地域代表性の観点を補正要素としている</li></ul>
浜松市	<ul style="list-style-type: none"><li>類似都市比較を行い、人口と議員定数の散布図、議員1人当たり人口などで浜松市の定数を確認</li><li>基本は人口の一次基準、補正として地勢・面積・中山間特性(天竜区)などを考慮する検討構造</li><li>市民意識調査や市民向けシンポジウムの実施で、議会内の議論に住民意向を反映</li></ul>

→ 人口を基準としながらも、市の特性・機能の維持を検討する手法を採用している

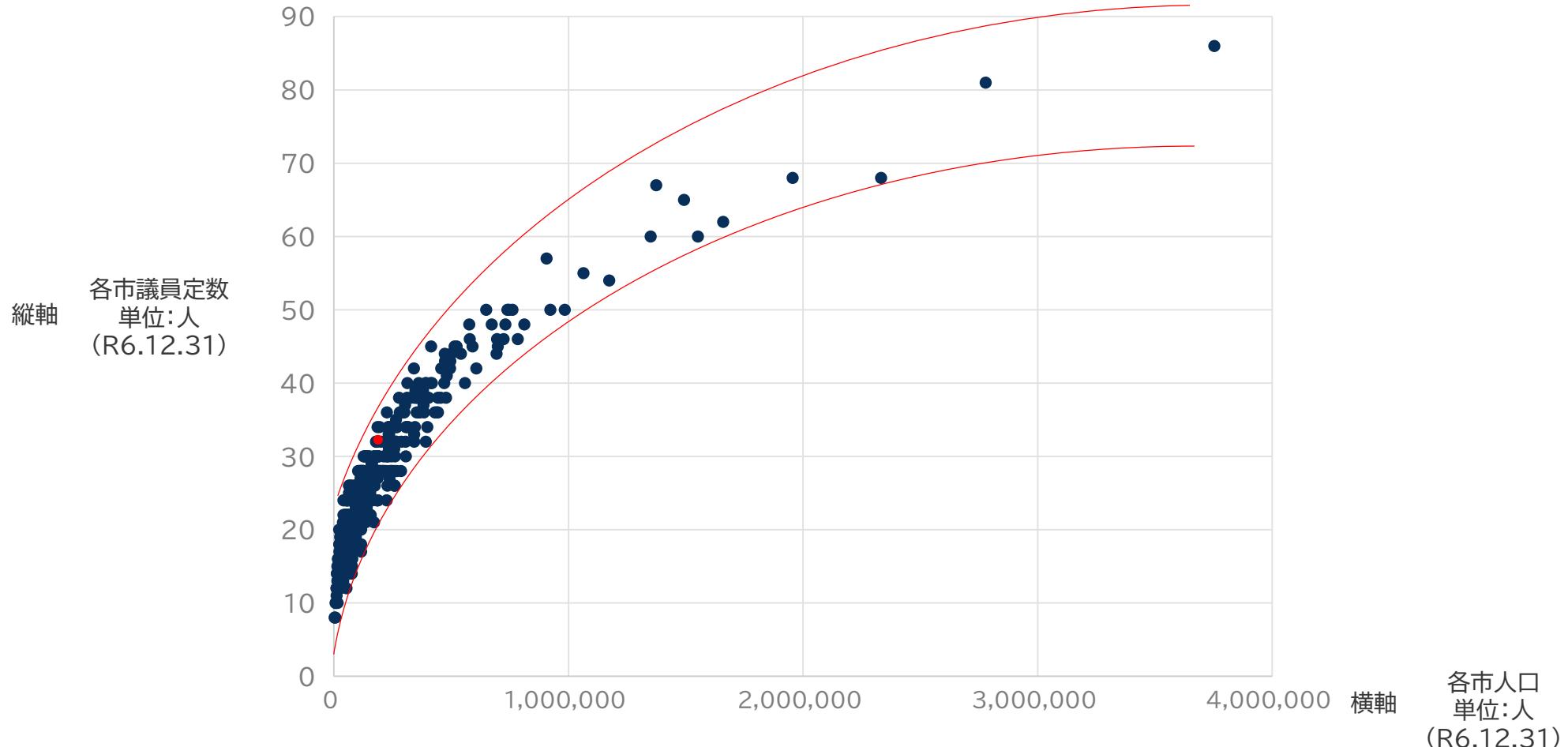
# 議員定数に関する検討について

オンライン委員会検討分科会・通年会期制導入検討分科会

## 人口に関する分析

全国の市区と議員数 散布図

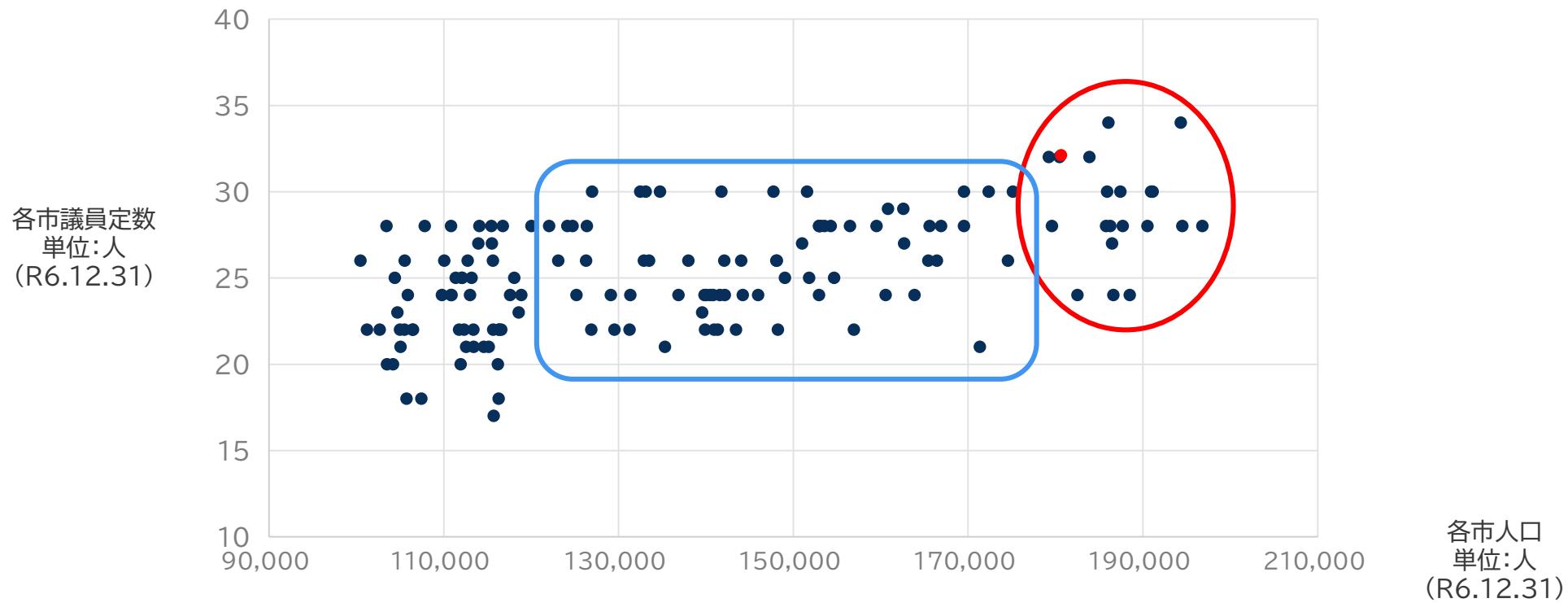
出典:市議会議員定数に関する調査結果  
(市議会議長会)



# 議員定数に関する検討

オンライン委員会検討分科会・通年会期制導入検討分科会

全国の市区と議員数散布図  
(人口10万人以上20万人未満)



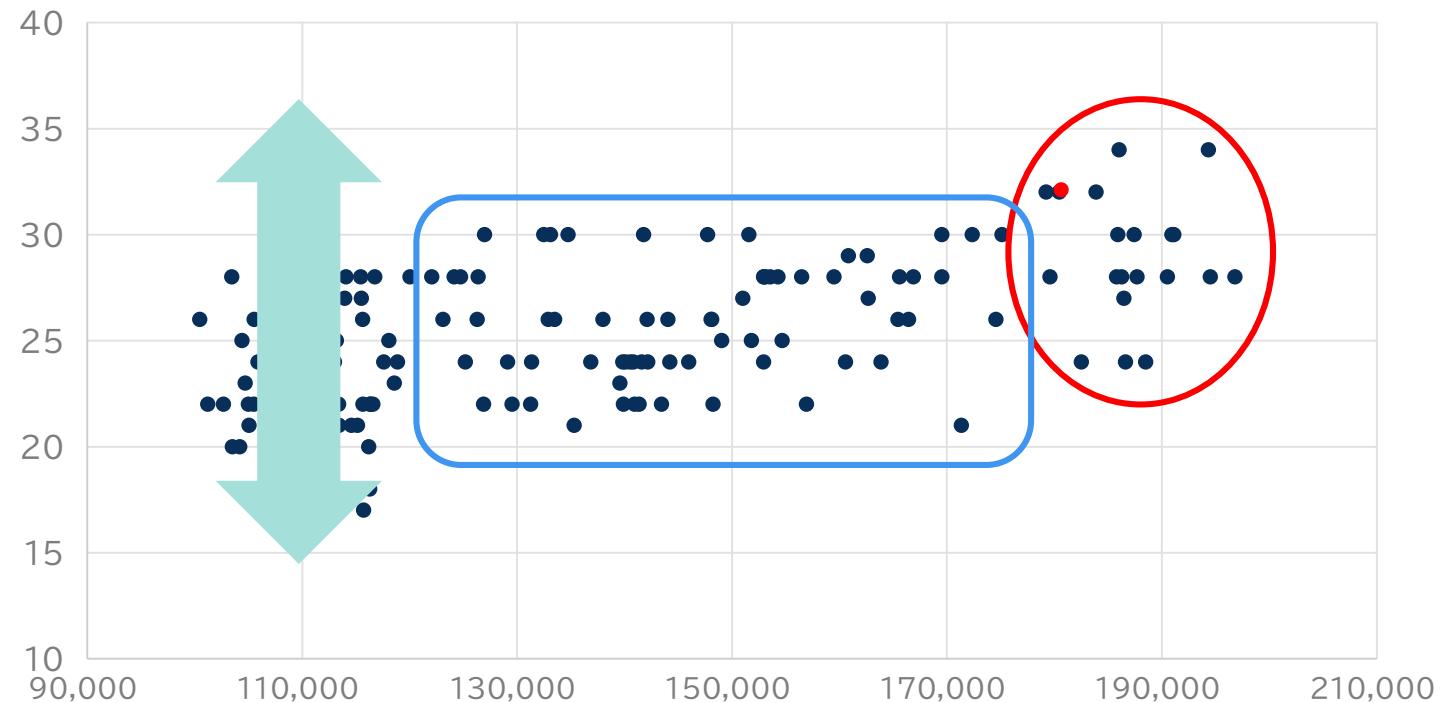
- ・人口が18万以上20万人未満のグループでは、24～34人の幅で定数が設定されている。
- ・人口が12万以上18万人未満のグループでは、21～30人の幅で定数が設定されている。

# 議員定数に関する検討

オンライン委員会検討分科会・通年会期制導入検討分科会

全国の市区と議員数散布図  
(人口10万人以上20万人未満)

- ・人口がほぼ同じ市区においても、議員定数の人数に幅がある。



- ・人口は、地方議会の議員定数の大枠を決定する、基本となる指標
- ・各市区議会は、大枠の中で、地域の特性を踏まえ、具体的な定数を決定

## 地域特性の把握・検討について

区分	大枠を定める指標	具体的な定数を定める指標	考え方	
1 人口	・将来推計人口	・議員一人当たりの人口	議員定数の基本的指標	
2 地理的・地勢的指標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積、一人当たりの面積</li> <li>・道路延長、河川延長など</li> <li>・地域自治区ごとの議員数</li> </ul>	市民・地域の意見を拾うことができるかの指標	市域の広さ、インフラ管理や防災等の行政課題を測定
3 社会的指標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化率</li> <li>・外国人人口</li> <li>・町内会等数などの状況</li> </ul>		地域が抱える社会的な課題や、多様な意見・行政ニーズの把握の必要性、地域コミュニティの状況を確認する
4 行政の指標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実質公債費率、将来負担比率</li> <li>・当初予算規模、職員数</li> <li>・公の施設数</li> </ul>	議会が機能を発揮できるかの指標	議会が審査する相手方である行政の状況を測定する指標
5 議会の指標		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任・特別委員会の数</li> <li>・議員報酬・政務活動費</li> <li>・議会改革、会議の日数など</li> </ul>		議会活動を行うために必要な機能を備えているかどうかを測定

・これらは分科会で議論した例示であり、他にもいろいろと考えられる。

## 人口×地域特性による定数検討プロセス(案)

01

- ・ 人口が18万人を切る中で、議員定数の新たな水準のグループに移行

02

- ・ 将来推計人口を用いて、新たな期間の議員定数の幅を検討する

03

- ・ 具体的な議員定数の人数に影響を与える当市の特性を検討する(指標)

04

- ・ 01~03の手順について、総合的に検討し、方向性を示した上で提言へ

# 一人会派等の取扱いについて

議会基本条例等検討分科会

## (1) 各会派等の賛否の状況(10月15日現在)

	賛 成	反 対	継続検討
一人会派	1	4	1
各派代表者会議	1	4	1
議会運営委員会	1	4	1
政務活動費	4	1	1

## (2) 分科会案

- ① 一人会派、各派代表者会議及び議会運営委員会の3つの取扱いについては、現行どおりとする。ただし、提言の中で、これまでの分科会の議論で出された意見を付記する。
- ② 政務活動費については、無所属議員と会派に属する議員がともに議員一人当たりの交付額が同額になるように変更する。

## (1) 変更の考え方

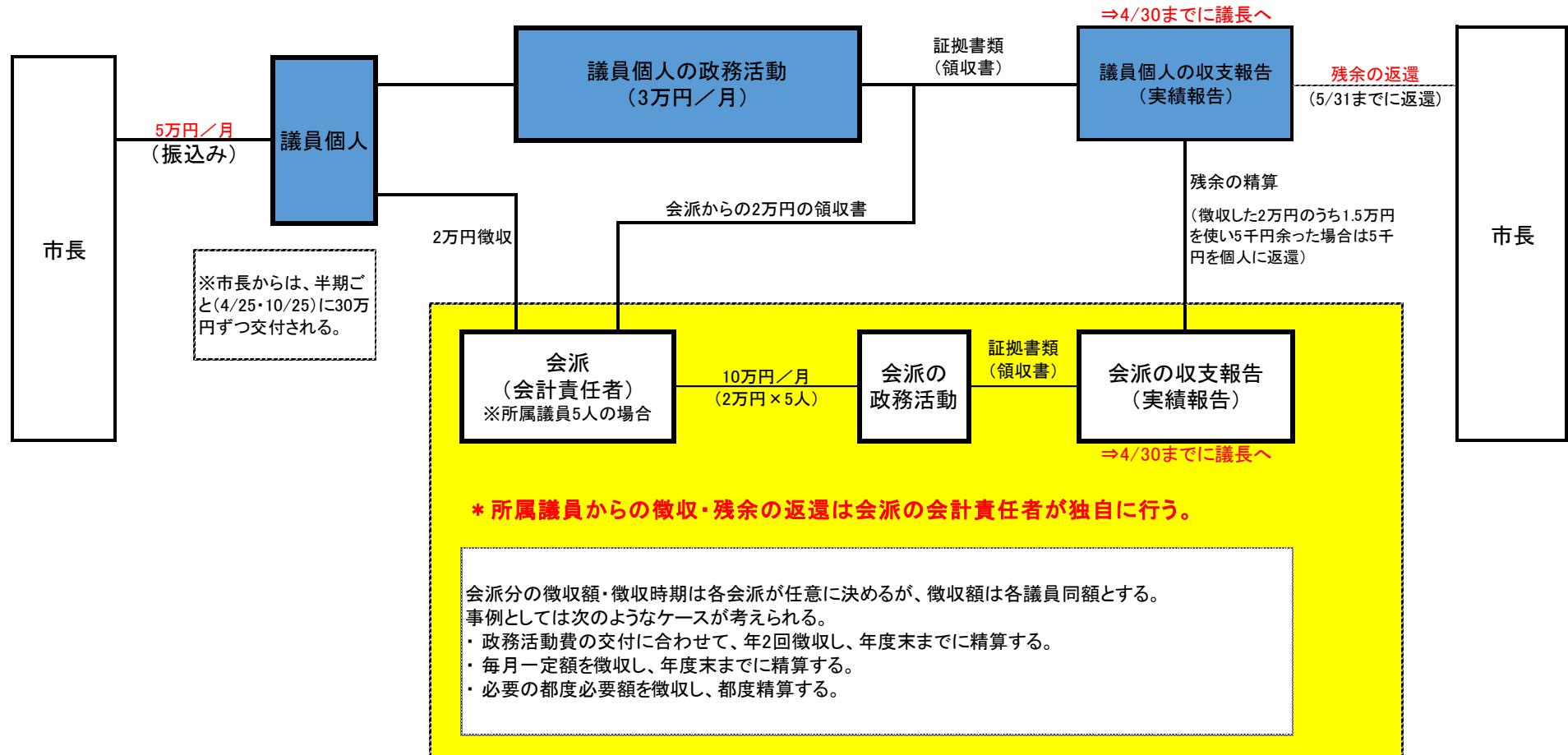
## 政務活動費を全額議員個人への交付に変更

- 交付対象  
議員個人に一本化。総額は変更せず、議員個人(月額3万7,500円) + 会派(所属議員1人当たり1万2,500円) ⇒ 議員個人(月額5万円)に変更
- 会派の政務活動  
必要に応じて、会派の会計責任者が所属議員から政務活動費を徴収(徴収額・徴収時期は各会派の任意)して活動
- 収支報告
  - ① 議員個人 ⇒ 基本、従前のとおり。会派に拠出した政務活動費については、会派の領収書を添付して、会派に拠出したことを明らかにする。
  - ② 会派 ⇒ 議員個人から政務活動費を徴収して行った政務活動について、その収支を報告することを義務付け。(従前のとおり、会派に経理責任者を置くことを義務付け)

## (2) 今後の動き(令和8年4月から施行する場合)

- ① 特別委員会で決定 ※特別委員会の決定と並行作業で市長部局の法務担当と条例改正案の協議開始
- ② 特別委員会の決定後、代表者会議で説明
- ③ 政務活動費は市長からの補助金の位置付け。議長から市長へ議会の意向として伝達
- ④ 政務活動費の額の変更は特別職報酬等審議会の審議事項。市長を通じて審議会に諮問(令和8年1月)
- ⑤ 審議会の答申を経て、市長が令和8年3月議会に条例改正案を提案
- ※ 議会基本条例第19条の文言整備も必要となるため、市長が提案する政務活動費の条例の可決を受けて、議員発議で改正を行う。
- ⑥ 令和8年度分から施行

## (3) 【分科会案】政務活動費を全額議員個人への交付とした場合の流れ



※議員個人から会派分として2万円を徵収すると決めた場合の事例のイメージ図

## (1) 第7条(情報の共有及び公開) 方向性 条文及び逐条解説の修正の必要なし。

### 現状

HPなどを通じて、議会の保有する情報の公開や議案等に対する議員個人の賛否の表明を行っている。

## (2) 第8条(市民参画及び協働) 方向性 条文及び逐条解説の修正の必要なし。

### 現状

公聴会制度及び参考人制度の活用は進んでいないが、市民との意見交換の場を多様に設けているなど、条文に沿った活動を行っている。

## (3) 第9条(議会報告会)

### 現状

議会報告会を市民との意見交換の場としても位置付け、実施している。参加者の固定化などの課題もあるが、多様な開催方法を試行しながら、改善に努めているところである。

条文及び逐条解説の修正の必要なし。

方向性 引き続き、課題解決に向け、多様な開催方法を検討・試行していくべきことを提言に記述する。

## (4) 第10条(広報広聴委員会)

### 方向性

### 現状

条文のとおり広報広聴委員会を設置している。

条文及び逐条解説の修正の必要はないが、今後、広報広聴委員会、課題調整会議及び政策形成会議の役割分担を再検討する必要もあるものと考えられることから、その旨を提言に記述する。